

議 長	副議長	局 長	書 記	書 記

(様式2)



令和6年11月28日

香美市議会議長 小松 紀夫 様

会派及び代表者 自由クラブ
(または議員名) 村田 珠美



調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1. 日程 令和6年11月6日～7日
2. 場所：京都府京都市 京都JA会館
3. 目的：議長・委員長のための議会運営・議会運営会の役割と権限について
4. 該当する政務活動費の使途項目
研修費
5. 支出経費（内訳は裏面記載）
合計 74,665 円
6. 参加議員名
村田 珠美
7. 調査研究成果の概要、所見
別紙参照
8. 成果物、資料等
別紙参照
9. 特記事項
なし

(裏面)

区 分			金 額
交 通 費	鉄 道	自 至 往復	
	船	自 至 往復	
	航 空	自 至 ホテルパックにつき宿泊費を含む 往復	46,600 円 (宿泊費込み)
	バス・ タクシー代	自 至 一人 1,340×2=2,680 往復	2,680 円
	借上料	自 至 往復 km	
宿 泊 費			
参 加 費			25,000 + 振込手数料 385
駐 車 場 代			
資 料 印 刷 費			
会 場 費			
講 師 謝 金	謝礼金		
	鉄 道	自 至 往復	
	船	自 至 往復	
	航 空	自 至 往復	
	バス・ タクシー代	自 至 往復 km	
	宿 泊		
	食事代		
	借上料		
合 計			74,665 円
(特記事項)			

調査研究等成果の概要、所見

日 時 令和年6月11月6日～7日

場 所 京都府京都市

目 的 議会運営・議長、委員長についてのセミナーへの参加

研修内容 11月6日…午前中：議長・委員長のための議会運営
午後：議会運営会の役割と権限

概要及び所見

【 概要 】

午前中：議長・委員長のための議会運営

1、議長・委員長の権限

(1) 概略

(2) 秩序保持権

議長の権限には、秩序維持権・議事整理権・事務統利権・議会代表兼がある。また委員長の権限は、議事整理権・秩序保持権がある。議長の秩序保持権とは、議場を混乱に陥れることなく議事を円滑に運営する権限を言う。（地方自治法 129 条、130 条、131 条、137 条に規定がある。またこのことは、議員と、傍聴者に対するものがある。

- ① 議員に対するもの（地方自治法 129 条）会議中この法律又は会議規則に違反してその他議場の秩序を乱すとき①制止権②発言取り消し命令権③発言禁止命令権④議場外への退去命令権がある。また、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときに、会議の閉議権・中止権がある。他に、委員いやいするもの・秩序維持権と懲罰の違い・発言の制止と禁止の関係・議員への退場命令における問題・議員に対するもの（地方自治法 131 条・137 条）・委員にたいするもの（市議会会議規則 91 条）がある。

- ② 傍聴者に対するもの（地方自治法 130 条・委員会地方自治法 19 条）

- (3) 議事整理権→会議の議事を円滑に行うための一切の権限をいう→会議規則に具体的に規定
(4) 事務統利権→議会の庶務を統理する権限をいう→議会の庶務とは地方自治法 138 条における議会における事務をいう
(5) 議会代表兼→合議体の議会を代表する権限をいう。委員会代表権・訴訟の代表権（地方自治法 118 条 5 項における場合）

(6)

2、通告書と通告買外、議題外の発言

- (1) 質問通告とは。委員会質疑における通告
(2) 文書通告の必要性
(3) 質問の範囲を超えた通告書。通告外の発言の取り扱い。記載例。」
(4) 議題外の発言

3、不穏当・不規則発言

(1) 意義

不穏当発言は、良識を有する者が発言しない発言。不規則発言は、議長の許可に基づかない発言

- (2) 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま
- (3) 不規則発言 黙認される発言、問題となる発言
- (4) 不穏当発言の該当基準
 - ① 無礼な発言 ②他人の私生活にわたる発言 ③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言 ④基本的人権を侵害する発言（LDBT 等）
- (5) 発言取り消し方法
 - ① 発言者地震による発言の取り消し
 - ② 法 129 条 1 項に基づく議長の秩序維持権による取り消し命令又は取り消し保留の宣言→本会議で議長が取り消し命令をすぐに出すことは異例→議員等の指摘により議長が議会運営委員会に当該発言が不穏当かどうか諮問して答申に従い措置
 - ③ 他の議員による発言取り消しを要求する動議
- (6) 発言取り消し留保宣言の活用
- (7) 議長・委員長の不穏当発言に対する対応手法
- (8) 発言取消命令が行える期間→議長による発言取消命令は不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば可能。
- (9) 議長による発言取消命令の効力
- (10) 無し
- (11) 閉会中における発言取り消し
- (12) 発言取り消しと当該発言に対する議員の責任関係
- (13) 議場外における不穏当発言の取り扱い→最高裁 昭和 28.11.2 議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることができない。

4、傍聴人

- (1) 会議公開の原則（地方自治法 115 条）
- (2) 傍聴者に対する権限（地方自治法 130 条）

5、動議・議事進行発言

- (1) 意義と提案方法
- (2) 議事進行上の発言（市議会会議規則 58 条）
- (3) 動議の議題の時期
- (4) 動議と日程追加→性質により日程追加を要する動議と日程追加を要しない動議に分類
- (5) 緊急動議
- (6) 先決動議の競合（市議会会議規則 18 条）

6、議事日程作成

- (1) 意義と条文
- (2) 議事日程の作成権者
- (3) 議事日程への掲載事項
- (4) 日程への案件等の掲載（先議との関係）日程
- (5) 議事日程の記載方法
- (6) 日程事項の掲載順序
- (7) 議事日程の配布時期
- (8) 会期中に提出された議案と議事日程
- (9) 一般選挙後の初会議における議事日程の配布と日程掲載事項
- (10) 会期最終日において議事日程の変更が否決された場合の取扱い

- (11) 議事日程の削除・訂正
- (12) 議会の構成に関する事件と日程追加の是非
- (13) 延会となった事件の次会の議事日程での取扱い
- (14) 議事日程延期の動議と議事延期の動議

7、議会だよりと議長の権限

8、議長・委員長の発言と裁決兼

委員会に出席し、発言することができる。

9、表決兼と棄権の捉え方

- ①表決等の意義 ②議案の提出者等における討論の是非 ③議案の賛成者等 ④議案提出者と討論・表決
- ④ 表決権を有する者 ⑥修正案における表決留意点 ⑦裁決権

10、選挙・互選

選挙の方法 互選

午後：議会運営委員会の役割と権限

1、議会運営委員会の所管の権限

- (1) 意義
- (2) 議会運営委員会の設置状況と任期（市委員会条例 3 条 1 項）
- (3) 議会運営委員会定数の決定手法
- (4) 議会運営委員会定数（市議会）→条例定数の 3 分の 1 程度で構成
- (5) 議会運営委員会の位置づけ
特別委員会や事実上の委員会としなかった理由・議会運営委員会の常任委員会に対する優位性・
具体的な議会運営委員会の所管事項→①議会の運営に関すること ②議会の会議規則、委員会に
関する条例等に関する事項 ③議長の諮問に関する事項
- (6) 議会に提出される議案の議運での取扱い
- (7) 議会運営に関する事項と議長の諮問に関する事項のすみわけ
- (8) 会議費の所管
- (9) 議員定数条例の所管
- (10) 議員報酬の所管（地方自治法 109 条 3 項 2 号における「議会の会議規則、委員会に関する条例
等に関する事項」の等に該当するとして議会運営委員会の所管であるとされている。
- (11) 議員定数と議員報酬の所管が明確に議会運営委員会でない理由
- (12) 棄権者がいる場合の表決
議会運営委員会における閉会中の継続審議・閉会中の継続調査・委員長報告・議事日程の取扱い・
議事日程の作成権者

2、議会運営委員会の選出方法と委員外議員の活用・会派離脱との関係

交渉会派・日交渉会派・交渉会派規定例・会派離脱と委員の離職・委員外議員の活用・代理出席
閉会中における委員長・副委員長欠員の場合の取扱い・議運における委員外委員の派遣

3、議会運営委員会の答申と法的拘束力

議運の答申・先例・議運申し合わせの意義と必要性・先例等の効力と取扱い・議運申し合わせを
遵守しない場合の取扱い・発言時間の制限・議運決定に対する異論の取扱い・先例・議運決定に
おける留意点・議長と議会運営委員会の関係・議運決定と議長の考えが異なる場合の具体例・
議運による懲罰的措置をめぐる考え方・懲罰の種類・懲罰動議の取扱い・根拠条例（地方自治法 255
条の 4）・事実上の措置（議員辞職勧告決議等）

4、議長等との兼職の是非

5、議会運営委員会と常任・特別委員会・協議等の関係

(1) 委員会との関係

常任委員会・特別委員会と議会運営委員会のあいだにおいて所管事項を移譲することはできない。

(2) 協議等の場の関係

議会運営委員会と会派代表者会のすみわけ

議長等議会の人事の決定の取扱い

【 所見 】

「議長・委員長のための議会運営」「議会運営委員会の役割と権限」についての研修に参加させていただいた。内容は、それぞれ細かく権限・役割・運営方法等の説明で大変勉強になりました。早く知っていたらよかったこともたくさんありました。

今回の研修を今後の活動に活かしていけるように努力をしていこうと思っています。

領収書

発行日 令和6年10月11日

自由クラブ 村田珠美 様

¥46,600.-

但し 令和6年11月6日～7日 航空券+宿泊費代として
上記正に領収いたしました

内訳

10% 税抜金額	消費税額等
¥ 42,364	¥ 4,236
8% 税抜金額	消費税額等
非課税金額	

有限会社 香北観光
代表取締役 熊瀬文人

〒781-4212
高知県香美市香北町美良布1061-1
TEL : 0887-59-3393
登録番号 : T8490002011245

収入
印紙

現金・振込・()

領収書

京都駅八条口バス停券売機

税率10%対象
空港バス乗車券

2024年11月 7日(木) 13:33 001号機

¥1,340-

上記金額を領収いたしました
2024年11月 7日
阪急観光バス株式会社
大阪府豊中市蛍池西町2-17-3
TEL 06-6844-1124
登録番号:T4120901019437

領収書 Receipt

2024.11.06

購入商品 バス乗車券 Bus Tickets
京都ゆき For KYOTO

¥1,340-

上記正に領収いたしました。

K-9

(消費税等含む)
阪急観光バス株式会社

領収書

2024 年 10 月 11 日

自由クラブ 村田 珠美 様

金額

¥ 25,000

但 2024 年 11 月 6 日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

お取引日	06-10-11	取引店番	0215	00P3	3875
銀行番	0175	支店番	0215	01001	
お支払	¥25,000				
お取引後の残高	¥214,615				
お支払可能残高					
お受取人 みずほ銀行 麹町支店 普通 カ)ヒロセキ ヨウセイケンキョウジヨ 様					
ご依頼人 ムラタ タマリ 様					
12:35					

※裏面の「ご留意」をご覧ください。